

住まいの健康診断 ～耐震対策～

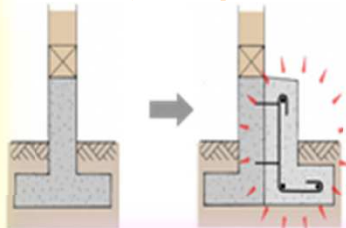
診断で家の弱点を知る！

耐震診断って？

建物の状態、壁の強さや配置、劣化の状態などを調べます。

具体的にどの部分が弱いか、どのような補強が有効かといった診断結果から、家の弱点と補強のポイントがわかります。

基礎の補強



屋根の軽量化



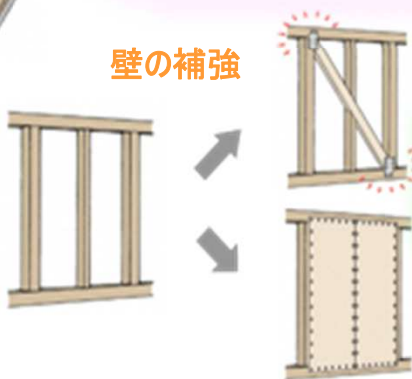
昭和56年5月31日以前（旧耐震基準） の住宅が危険と言われるのはなぜ？

昭和56年6月1日に、新耐震基準が施行されました。新耐震基準で建てられた家は、阪神・淡路大震災でも大きな被害を受けていないことから、旧耐震基準で建てられた木造住宅の対策が必要とされています。

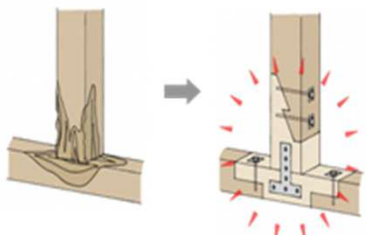
床の補強



壁の補強



部材の交換



耐震改修って？

耐震診断の結果をもとに、弱い部分を補強し、地震に耐えられる強さを確保します。

昭和56年以前の木造住宅を対象とした耐震改修工事の助成制度があります。

七尾市では、住宅の耐震改修の促進を図るため、耐震改修工事の費用に対して補助を行う助成制度があります。また、原則無料で行うことができる簡易耐震診断事業を行っています。

□簡易耐震診断：無料（図面なしの場合、自己負担額 5千円）

□耐震改修工事：補助率10/10（限度額200万円）

なお、耐震改修工事には、補強計画が必要です。（補強設計に対する補助はありません）

【対象住宅】

1. 本市の区域にある木造住宅
2. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事が着手された一戸建て住宅
（床面積の半分以上が居住の用に供する店舗等の併用住宅含む）
3. 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後、速やかに居住の用に供する住宅

通常のリフォームに併せて耐震化を行うことも効果的です。ぜひ、利用をご検討ください。

七 尾 市

都市建築課 建築行政グループ

電話 0767-53-8429